

ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定書

(前文)

私達が住む梨の木地区は、駒ヶ根駅周辺の市街地に隣接し、緑豊かな田園の広がる中に、住宅が混在する地域として、既に多くの人々から注目されておりました。

この度、国道153号線の伊南バイパスや、関連する仮称梨の木線の開通に伴い、急激な開発が予想されます。

そこで、無秩序な開発を防止し、この地域に現存する高齢者福祉施設「ふれあいセンター」を中心に、アルプスの眺望の良さを保ちつつ、植樹や花作りを通して、老人や子供が安心して暮らせる潤いのあるまちづくりを進め、後世に引き継いで行くために、この住民協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、ふれあいセンター周辺(梨の木)の環境整備と景観形成に必要な事項について協定し、美しいまちづくりを進めることを目的とします。

(名称)

第2条 この協定は「ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定」と言います。

(協定の地域)

第3条 この協定の地域(以下「協定地域」という。)は、別図に示す地域とします。
2 協定地域に隣接する協定地域外の土地の権利者が、新たにこの協定に参加しようとするときは、参加者が協議会に合意の意思表示を書面で行い、協議会がこれを認めた場合は、協定地域に編入できるものとします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定地域内の土地所有者並びに建築物等の所有を目的とする地上権者及び賃借権者の3分の2以上の合意により締結します。(以下協定を締結した者を「協定者」といいます。)

(協議会)

第5条 この協定の運営に関する事項を処理するため、ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定協議会(以下「協議会」という。)を設置します。

— 2 協議会の組織、運営等の必要な事項は別に規約で定めます。

(協定地域内における協定者の責務)

第6条 協定者は、次の事項について積極的に取り組みます。

- (1) 敷地内の道路に面した部分には、出来るだけ草花・樹木を植え、緑化に努めます。
- (2) 地域で実施する道路・河川周辺の草刈りや、地域で管理する花壇・樹木の手

入れを奉仕活動として行います。

(3) 地域で実施するゴミの分別収集・資源ゴミの再利用などに取り組みます。

(まちづくり基準)

第7条 協定地域内における住みよい環境や、美しい景観をつくるために必要な基準(以下「まちづくり基準」という。)を定め、これに適合するように努めます。

(協定地域内における協議書の提出等)

第8条 協定地域内において、次の各号に掲げる行為、又は手続き等をしようとするときは、事前に協議会と協議するものとします。

(1) 農振除外(農振除外申請)

(2) 農地転用(農地転用申請)

(3) 建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更(確認申請等)

(4) 土地の造成、柵、擁壁等の設置

(5) 屋外広告物の設置

(6) 自動販売機の設置

2 前項の事前協議は、原則として前各号の実施に必要な各種法令に基く、申請、届出等、手続きの30日前までに、協議書を協議会に提出するものとします。

3 協議書の様式、その他事前協議に係る必要な事項は、別に定めます。

(審査会)

第9条 協議会は、前条の規定による事前協議について審査するため、審査会を設置します。

2 審査会の構成、運営等必要な事項は別に定めます。

3 協議会長は、前条の規定による協議書を受理した場合は、速やかに審査会を開催し、まちづくり基準に適合するかどうか審査し、適合することを確認した場合は、その旨を文書をもって回答するものとします。

4 協議会長は、前項の場合において、まちづくり基準に適合しないと認める時は、必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとします。

5 審査会は、前項の場合において、当該事前協議に係る行為がまちづくり基準に適合せず、地域の環境に影響を及ぼすと認められる場合は、関係地権者への説明会の開催を求めることが出来るものとします。

(協定の効果)

第10条 協定地域内の権利の移転等をする場合は、譲受人に協定内容を引き継ぐように、改めて同意書を求めるものとします。

2 協定の施行日以降、新たに協定地域内に権利を取得した者に対しても、協力を求めるものとします。

3 協定者以外の協定地域内の土地所有者、及び建築物等の所有者並びに賃借権者等に対しても、この協定内容について協力を求めるものとします。

(協定の有効期間)

第11条 協定の有効期間は、締結の日から満10年間とし、期間満了前に協定者の過半数から改定及び廃止の申し出がなかった場合は、更に10年間延長されるものとし、以降同様とします。

(協定の改定及び廃止)

第12条 この協定書の内容、及びまちづくり基準を変更しようとする場合は、第4条同様権利者の3分の2以上の合意を必要とするものとします。

2 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意を必要とするものとします。

(補則)

第13条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定めます。

附則

1 この協定は、平成14年6月21日から効力を発するものとします。

平成14年6月21日

協定締結代表者

ふれあいセンター周辺(梨の木)景観形成住民協定協議会
駒ヶ根市 梨木2-18 番地

会長 北原和雄 